

令和８年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業仕様書

1 委託業務名

令和８年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業（ツキノワグマ）

2 業務目的

「令和８年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づく、津軽半島地域におけるツキノワグマの生息域拡大を防止するための捕獲作業の実施

3 業務実施期間

契約締結の日から令和８年３月１９日（金）まで

4 業務内容

以下の実施地域において、ツキノワグマの捕獲作業を行うほか、捕獲作業に伴う各種情報を収集・記録する。

（１）実施地域

津軽半島地域

（今別町、蓬田村、外ヶ浜町、五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、板柳町、藤崎町、田舎館村）

（２）猟法

ア わな猟：箱わな

イ 銃 猟：巻狩猟、忍び猟

（３）捕獲目標数

５頭

（４）出猟記録及び捕獲場所や個体の記録等

出猟記録や捕獲した個体（錯誤捕獲した個体を含む。）については、捕獲場所のＧＰＳ座標、雌雄、成獣幼獣、年齢（推定できる場合）、全長、体長、体高、胸囲、体重、胸元の月輪紋等の情報を記録する。また、わなの設置日及び設置箇所（ＧＰＳデータ含む。）を記録し、管理番号を割り振る。

（５）試料採取及び送付方法

- ・ 採取する筋肉の部位は問わず、人間の手の小指第一関節程度の量を採取すること
- ・ 筋肉を採取する際に使用するナイフ等は、採取する度に必ず洗浄若しくは血を拭き取り使用すること（ＤＮＡの混在を防ぐため）
- ・ 採取した試料は、ジップロックなどの袋に入れて冷凍保管すること
- ・ ジップロックなどの袋には、捕獲日時や捕獲場所を明記すること

- ・ 捕獲した個体について、捕獲調書を必ず作成すること
- ・ 採取した試料を委託者に送付する際には、捕獲調書を必ず添付すること

5 業務計画書

(1) 業務計画書の承諾

受託者は、4 (3) で示す捕獲目標数の達成に向けた業務計画書を、契約締結後15日以内に作成し、委託者に提出してその承諾を受けなければならない。

(2) 記載事項

業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- ア 業務概要
- イ 業務工程
- ウ 業務組織計画
- エ 打合せ計画
- オ 成果品の内容、部数
- カ 連絡体制（緊急時対応含む。）
- キ ツキノワグマの捕獲手法及び捕獲計画
- ク 捕獲実施予定地区、規模、回数等
- ケ 業務遂行体制及びスケジュール
- コ 関係者（市町村、土地所有者、地元警察署等）との調整方法
- サ 施工管理
- シ 安全管理
- ス 実包購入計画
- セ 捕獲した個体の処分方法
- ソ 周辺の生活環境への配慮
- タ 交通管理対策、仮設備計画
- チ その他

なお、仮設備等は、受託者の責任者において行うものとする。

- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度委託者に変更業務計画書を提出して承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、事業実施時期及び事業実施場所について、詳細な業務計画を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

6 留意事項

(1) 事前手続き

業務実施に当たり、受託者は事前に以下の手続きを行った後、捕獲作業を行うこと。

- ア 本業務は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「法」という。）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業であり、ツキノワグマの捕獲は法第8条の適用除外となるが、法第

14条の2第9項において準用する法9条第8項の規定により青森県知事に対して従事者証交付申請を行い、従事者証が交付された後に捕獲業務に従事すること。

イ 受託者は、土地管理者の同意取得の他、国有林内で捕獲を行う場合の入林届、自動撮影カメラ設置に係る許認可、冬期通行止め道路の通行許可等必要な手続きを行うこと。

ウ 受託者は、公道上から発砲する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）等による手続きや関係者との調整が必要になるため、あらかじめ発注者と協議しなければならない。

エ 受託者は、ツキノワグマ以外の獣類が捕獲されることが十分想定される場合は、法第9条第1項の規定に基づき、「鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可申請書」を県に提出し許可を得ること。

オ 受託者は、わなの設置場所全ての地権者を確認し、設置の承諾を事前に得ること。

カ アからオのほか、業務実施に必要となる各種申請・届出について確実に実施すること。

キ 受託者は、関係市町村等に事業計画及び従事者の説明を行い、事業内容を十分に周知すること。

（2）捕獲等の実施

ア 銃猟による捕獲は、事故防止のため、発射の必要があるとき以外は装薬しないこと。また、発射の際は矢先の安全確認を確実に行わなければならない。

イ 銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の関係法令を遵守しなければならない。

ウ 本事業は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することから、受託者が業務に使用する実包は、非鉛製銃弾の使用に努めることとし、公安委員会から猟銃用火薬類等の譲受けの許可を受けたものでなければならない。

エ 本事業は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することから、受託者が業務に使用する実包を消費する際は、公安委員会から猟銃用火薬類等の消費の許可を受けなければならない。

オ 捕獲業務に当たって無線機や狩猟用発信器を使用する場合は、電波法（昭和25年法律第131号）を遵守しなければならない。

カ わなを設置する際（設置場所を移動する場合を含む。）は、当該市町村及び、国有林を含む場合は管轄の森林管理署にその旨を連絡すること。

キ 当業務に従事する際は、（1）アで交付を受けた従事者証を常に携帯すること。

ク 地元住民等への注意喚起のため、捕獲実施場所では、捕獲等を実施している旨を記載した表示物を掲示すること。

ケ 捕獲従事者は、法第9条第12項、法第14条の2第9項、鳥獣の保護

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第7条第17項及び第13条の9第10項の規定により、猟具ごとに以下の事項を記載した標識の装着等を行うこと。

（共通）

- ・ 住所、氏名

（指定管理鳥獣捕獲等事業関係）

- ・ 従事者証の交付を受けた県知事名、委託した県の名称及び業務の実施期間、捕獲をしようとする鳥獣の種類

（許可捕獲関係）

- ・ 許可証に記載された県知事名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲をしようとする鳥獣の種類

コ わなの設置について、止めさしは2名以上での実施を原則とし、ツキノワグマが捕獲された場合は速やかに止めさしするとともに、捕獲許可を取得した野生鳥獣以外の野生鳥獣（主にニホンジカ、イノシシ）が捕獲された場合は速やかに止めさしすること。なお、カモシカが錯誤捕獲された場合は、原則放獣すること。

錯誤捕獲は捕獲効率の低下につながるため、錯誤捕獲とならないよう設置場所、わなの構造等について十分な検討を加え、出来る限り錯誤捕獲を避けるように努める。

サ 箱わなの見回りについては原則として1日1回以上とし、捕獲の兆候が見られない箇所については、適宜、わなの移設を検討する。

シ 捕獲従事者等は関係法令等を遵守するとともに、捕獲に伴う事故及び危害の防止には万全の措置を講ずるものとする。

ス わなの設置位置についてはこれまでのツキノワグマ出没状況を参照するほか、県鳥獣被害対策専門員（ガバメントハンター）との意見交換を経たうえで、事業実施エリア等について委託者と協議すること。

（3）捕獲情報の収集

ア 捕獲個体は、別に定める様式により捕獲日、捕獲方法、雌雄別、幼成獣別、胸元の月輪紋等を記録する。

イ 写真撮影は、捕獲場所ごとに割り振られた個体番号を付け、巻尺等を当てて、個体サイズが判別できるようにすること。原則として、撮影者から見て捕獲個体の頭部が左側になる（横腹が写る）状態で、捕獲個体に、捕獲日をスプレー等でマーキングし、捕獲従事者が入った遠景を1枚、捕獲個体のみの近景写真1枚、捕獲個体の胸元の月輪紋のみを1枚の合計3枚を撮影すること。（捕獲個体の胴体の記入が困難な場合は、必要事項を記載した看板等を入れて撮影する。）

なお、撮影には、GPS機能付きカメラを用いること。

（4）捕獲後の処理

ア 捕獲個体の処理については原則回収し、写真撮影、試料採取を実施しし

たのち、適切に処分する。

イ 本業務で捕獲した個体については、市町村における捕獲奨励金などの事業に使用してはならない。

(5) その他

ア 受託者が委託者から借り受けたわなや当該事業で購入したわな及びGPS機能付きカメラ等は、業務完了後、速やかに発注者へ返還すること。

イ 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「所有権等」という。）は、青森県が保有するものとする。

ウ 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

エ 納入される成果品に既存著作権等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

オ 青森県に狩猟者登録している場合であっても、業務従事中は、狩猟を行わないこと。

7 成果品の提出

(1) 成果品

出猟、捕獲等に係る情報全てを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）一式

(2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課